

取手市 A I デマンド型交通システム構築・運用事業業務委託 質問に対する回答

NO.	対象資料名・ ページ番号等	質問内容	回答
1	実施要領 P1 2事業目的 仕様書 P1 2業務目的	本事業は実証運行として位置付けられていますが、将来的な本格運行への移行を見据えた検証を目的としているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領 P2～3 6(2)参加資格	共同事業体で参加する場合、全構成員に記載の業務実績が必要となりますでしょうか。	当該参加資格について、代表者は要件を満たしている必要がありますが、構成員に関しては要件を満たしている必要はありません。
3	実施要領 P4 10(1)①参加表明書等	共同事業体において参加の場合、様式2-6及び様式2-7に記載する実績は代表企業が契約主体として実施した実績のみが該当するという認識でよろしいでしょうか。	代表者及び構成員いずれの実績でも記載いただいてもかまいませんが、「実施要領6(2)②」の資格要件確認のため、代表者の実績は最低でも1件は記載いただく必要があります。なお、代表者と構成員の実績が混在する場合、表の欄外右側に代表者と構成員の別を記載してください。
4	実施要領 P4 10(1)②企画提案書等	様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式3-4について副本8部には押印は必要なしでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書 P1 4(1)②利用対象者	利用対象者について、令和9年1月から利用開始予定の対象者及び令和9年4月以降に利用対象を拡大した際の想定登録者数をご教示ください。	「仕様書4(1)②利用対象者」において、 (ア)の対象者のうち、想定登録者数：約1,100人 (イ)の対象者のうち、想定登録者数：約1,000人の合計2,100人の登録を想定しておりますが、制度周知によって(ア)の登録者数は想定よりも増加する可能性があります。

取手市 A I デマンド型交通システム構築・運用事業業務委託 質問に対する回答

NO.	対象資料名・ ページ番号等	質問内容	回答
6	仕様書 P1 4(1)③運行方式 仕様書 P3 4(2)⑦(イ)乗降拠点制作	乗降ポイント最大200箇所について、現時点で候補地点は選定済みでしょうか。また、受託者において候補地点の選定支援まで求められているかご教示ください。	乗降ポイントについては、今後本市で選定しますので、選定支援を求めるものではありません。
7	仕様書 P2 4(1)⑤車両台数	運行車両3台について、受託者側で車両手配が必要でしょうか。	運行車両は、本市が交通事業者と契約する際に併せて手配します。
8	仕様書 P2 4(2)③利用方法の説明・指導	利用方法の説明・指導について、実施回数の指定はございますでしょうか。	(ア)本市担当者への説明・指導に関しては最低1回、(イ)運行事業者への説明・指導に関しては本市と契約する運行事業者数に応じて変動しますが、運行事業者ごとにそれぞれの事業所で最低1回(合計最大3回)は実施していただくことを想定しております。 なお、(ウ)住民説明会における説明・指導に係る相談・支援については、最初の1, 2回は同行いただくことを考えております。
9	仕様書 P3 4(2)⑤(カ)運行開始後の定着・改善支援	運行開始後の改善支援については、 ・月次利用実績報告を中心とした支援 ・運行計画の見直し提案 ・利用促進に向けた施策提案 のいずれを、より重視されていますでしょうか。	いずれの改善支援についても重要なものではありますが、「運行計画の見直し提案」をより重視しております。
10	仕様書 P3 4(2)⑥有人電話受付予約センターの設置	「1か月あたり400人の電話受付を想定」とありますが、当該件数には予約受付のみを想定しているのか、それとも新規利用者登録受付及び各種問い合わせ対応を含む想定かご教示ください。	電話受付の想定件数は、各種問い合わせ対応を含む件数です。なお、本実証実験では、新規利用者登録の電話対応は行わず、アプリを利用できない方は本市に登録申請書を提出していただく方法を予定しております。

取手市 A I デマンド型交通システム構築・運用事業業務委託 質問に対する回答

NO.	対象資料名・ ページ番号等	質問内容	回答
11	仕様書 P3 4(2)⑦(ア)ドライバー 用タブレット	ドライバー用タブレットについて、SIM(通信費)・タブレット設置スタンド・充電器・フィルム・カバー等の準備は必要になりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	仕様書 P3 4(2)⑦(イ)乗降拠点制作	乗降ポイント（バス停）について、物理的なバス停（ポール）の設定・施工は必要でしょうか。また、必要な場合はどの程度の数が必要になりますでしょうか。	実証実験では、乗降ポイントとなる施設にはポールではなくプレートの設置を予定しており、そのためのプレートデザイン制作及びプレート制作（200枚）を要件としております。なお、設置自体は本市が実施する予定です。
13	仕様書 P3～5 4(5)①②③	仕様書に記載のあるシステム要件のうち、「必須ではないが機能として評価するもの」を除く全ての項目について、仕様を満たす必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、仕様書の記載において、「AまたはBによって（求める仕様）を満たすこと」のような表現がある場合は、AまたはBのいずれかの機能を有していれば問題ありません。
14	仕様書 P4 4(5)①(ケ)	配車予約を行った際に案内される予想時刻と実際の乗車時間の差がある場合、運行実績に基づき、その差を自動で修正する配車システムを提供する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	配車予想時刻と実際に予約した者へ配車された時刻にずれがある場合、配車場所への到着に要した時間を学習し、本市における利用の傾向として自動で修正していくシステムを想定しております。 なお、今回の仕様においては、個人ごとに乗降にかかる時間等の特性を学習し、パーソナライズする機能までは必須項目として求めておりません。
15	仕様書 P4 4(5)①(サ)	会員登録者であっても権限が付与されていない場合はサービスが利用できず、それをシステム上で制限をかける機能が必要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	仕様書 P4 4(5)①(シ)	工事等による一時的な通行規制について、受託者への連絡に基づき受託者側で設定変更を行う運用でも要件を満たしますでしょうか。	お見込みのとおりです。

取手市 A I デマンド型交通システム構築・運用事業業務委託 質問に対する回答

NO.	対象資料名・ ページ番号等	質問内容	回答
17	仕様書 P4 4(5)①(ス)	自動の乗降時間延長や乗降拠点の制限については車椅子利用者が予約した場合にシステム上で判断して実施するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、車椅子利用者等の乗車に特別な配慮が必要となる方は「仕様書PI 4(1)②利用対象者」に含まれておりませんが、将来的な機能拡張を見据えて本機能を必須項目としております。
18	仕様書 P4 4(5)①(ス)	本要件について、利用者ごとに通常利用者とは異なる乗降所要時間を設定し、その時間をAIによる配車・ルート計算に自動的に反映する機能まで必須となりますでしょうか。 また、乗降時間についてはシステム上で一律に余裕時間を設ける運用や、利用可能な乗降ポイントを制限する対応でも要件を満たしますでしょうか。	車椅子利用者等の乗車に特別な配慮が必要となる方（要介助者）に対しては、通常利用者とは異なる乗降所要時間の設定は必要になるものと考えておりますが、パーソナライズまでは求めておらず、「仕様書4(5)①(ケ)」の学習機能を活用し、要介助者全体の傾向として自動で修正していくシステムを想定しております。 なお、乗降所要時間の設定や乗降ポイントの制限は、通常利用者と要介助者で区別していただく必要があるため、全て一律での設定は認められませんが、要介助者に限って一律に余裕時間を設けたり乗降ポイントを制限する運用であれば問題ありません。
19	仕様書 P4 4(5)①(セ)	運賃区分設定機能に関する記載がありますが、本実証運行における運賃体系（定額制、エリア別料金等）の検討状況について、ご提示可能な範囲でご教示ください。	未就学児の料金は無料とすることを想定しておりますが、それを除き、実証実験においては一律料金とする予定です。 しかしながら、実証実験における実績や利用者からの意見等を基に、本格運行において運行距離や利用者の属性によって料金を変動させる可能性があることから、現時点においても必須の項目としております。

取手市 A I デマンド型交通システム構築・運用事業業務委託 質問に対する回答

NO.	対象資料名・ ページ番号等	質問内容	回答
20	仕様書 P5 4(5)②(オ)	予約完了後の乗車人数変更について、利用者の操作上は予約を維持したまま人数変更ができるものの、システム内部では既存予約を取り消して新しい予約を再登録する処理となる場合でも、本要件を満たすという認識でよろしいでしょうか。	利用者が予約取り消しの操作を別途行う必要がないのであれば、ご質問のような処理であっても要件を満たすものと見なします。
21	仕様書 P5 4(5)②(キ)	日本語・英語以外について、具体的に対応が必要となる言語をご教示いただけますでしょうか。	日本語・英語以外の言語について、現時点で具体的に想定しているものではありませんが、外国人世帯数が増加傾向にある本市の現状を踏まえて設定した項目となります。
22	仕様書 P5 4(5)③LINE連携	LINE連携については、既存の取手市公式LINEアカウントとの連携を前提としているとの理解でよろしいでしょうか。 また、実現方式としてLINEミニアプリ形式その他の方式について制限があればご教示ください。	お見込みのとおりです。 制限については、LINEミニアプリ形式による予約や、LINE内でWebが立ち上がり、その中で予約する方法は問題ありませんが、LINEとは別のアプリが起動し、画面遷移するものについては不可としております。
23	仕様書 P5 4(5)③LINE連携	必須要件である「LINE内で登録・予約が完結すること」について、市公式LINEからWebアプリを起動し、LINEアプリ内ブラウザ上で利用者登録・予約を完結する方式でも要件を満たしますでしょうか。	お見込みのとおりです。